

令和元年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	市民保健課 健康づくり係	記載者職・氏名	横山 睦美
-------	--------------	---------	-------

継続	予算事業コード	2000
----	---------	------

No.	601	補助金名	順天堂大学医学部附属静岡病院直通バス事業補助金
-----	-----	------	-------------------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則
---------	-------------

総合計画の 位置付け	施策体系	4-2-2	地域医療
	基本目標	いつでも適切な医療が受けられるまちを目指します。	

補助対象者	株式会社 南伊豆東海バス	事務局等	下田市
-------	--------------	------	-----

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	13	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり 補助上限額	なし
--------	----	--------	----	-----	----	----------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R02	632,000	0	632,000
R01	700,000	0	700,000
H30	526,000	0	526,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
H30	577,065	0	577,065
H29	546,335	0	546,335
H28	464,124	0	464,124
H27	395,090	0	395,090
H26	322,910	0	322,910

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	地域医療支援病院として高度な医療を供給できる順天堂大学医学部附属静岡病院への交通の利便を図るため平成13年度から試行開始。
国・県等の補助の有無	
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	高齢化社会における医療福祉体制の質の低下を招く。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	現在、路線バス運行会社は1社であり、直通バスの赤字分をバス会社、順天堂静岡病院、自治体（1市3町）で1/3ずつ負担している。平成28年より伊豆市がぬけ、負担金はなくなるが、伊豆市利用者については、運賃アップして対応することになる。（平成28年より）	10
市が補助すべき理由	※②	利用者は減少傾向にある。広く住民に周知されている。また、直通バスが黒字に転じれば自治体等の負担がなくなる。	8
目的・内容		順天堂静岡病院への通院、見舞い等の交通の利便を確保し、住民福祉の向上に資するため。	10
補助金の主な使途	※③	運賃収入と実施経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、保険料、車両減却費、諸税、一般管理費、その他実施に要する費用）の差額の上限150万円の1/3に相当する金額を下田市、南伊豆、河津町、東伊豆町で負担。	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		平成28年度より伊豆市がぬけて1市3町として事業継続 ※参考平成28年まで伊豆市、2市3町事業として補助（均等割20%、人口割20%、利用者割60%で	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			8
成果・費用対効果	※④	高齢化社会における医療福祉の向上に貢献している。	10

①公益性	10
------	----

②必要性	9
------	---

③適格性	9
------	---

④効果	10
-----	----

令和元年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係		市民保健課		健康づくり係		記載者職・氏名		横山 睦美					
継続			予算事業コード		2061								
No.	602	補助金名		第2次救急医療施設運営費補助金									
根拠法			なし										
交付要綱等名称			賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金要綱										
総合計画の 位置付け		施策体系		4-2-2		地域医療							
		基本目標		いつでも適切な医療が受けられるまちを目指します。									
補助対象者		下田メディカルセンター・西伊豆病院、伊豆今井浜病院・伊豆東部総合病院				事務局等		市民保健課健康づくり係					
補助金の性質		施策的補助											
補助開始年度		58		補助終期設定		なし		補助率		なし		1件当 補助上	

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R02	31,300,000	74,140	31,374,140
R01	9,891,592	22,424,600	32,316,192
H30	9,722,652	22,309,380	32,032,032

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
H30	9,782,220	21,452,240	31,234,460
H29	9,705,736	21,650,140	31,355,876
H28	9,723,962	22,746,690	32,470,652
H27	9,649,084	22,947,780	32,596,864
H26	10,242,998	22,332,810	32,575,808

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	第2次救急医療の確保。
国・県等の補助の有無	小児救急に対して県より2/3補助がある。平成17年から普通交付税として措置されている。それ以前は、1日あたり71,040円国からの補助があった。
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	令和元年地域ネットワーク基盤整備事業で令和2年より運用費下田メディカルセンター分150万円のうち下田分656,611円を令和2年より負担金として病院へ支払う。
廃止の見込み、廃止の影響	交付税措置されていることから病院の反発が大きく、事業存続が危ぶまれる。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	賀茂圏域の住民が日常生活において起こり得る急病や災害によるけがなどの傷病から生命を守るための活動で広く市民生活に貢献している。	10
市が補助すべき理由	※②	賀茂圏域の住民の生命を守る上で、絶対的な必要性を持つ。なお賀茂1市5町で規約により負担している。	10
目的・内容		第2次救急医療の確保。	10
補助金の主な使途		救急医療運営費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	賀茂医療圏域全体事業として補助 小児救急325,680円(@13,570円×2回×12月×2/3) + 第2次救急医療4病院 30,973,440円 (@71,040×436日（休日72日+夜間364日）) = 31,299,120円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			10
成果・費用対効果	※④	急病及び事故等に対応できる医療機関の確保により市民の健康、生命を守り、安心感を高める。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和元年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	増田 義和
-------	-------	-------	---------	-------

継続	予算事業コード	8410
----	---------	------

No.	604	補助金名	出産育児一時金補助金
-----	-----	------	------------

根拠法	国民健康保険法第58条第1項
-----	----------------

交付要綱等名称	下田市国民健康保険条例第6条、下田市国民健康保険給付規則第2条
---------	---------------------------------

総合計画の 位置付け	施策体系	4-2-3	社会保障
	基本目標	だれもが健康で安心して生活できるまちを目指します。	

補助対象者	出産した被保険者	事務局等	市民保健課 国保年金係
-------	----------	------	-------------

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	S33	補助終期設定	なし	補助率	設定なし	1件当たり 補助上限額	420,000
--------	-----	--------	----	-----	------	----------------	---------

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R02	2,100,000	4,200,000	6,300,000
R01	3,500,000	7,000,000	10,500,000
H30	4,200,000	8,400,000	12,600,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
H30	1,674,667	3,349,333	5,024,000
H29	2,649,334	5,298,666	7,948,000
H28	2,939,540	5,879,080	8,818,620
H27	684,000	9,800,000	10,484,000
H26	1,854,000	9,800,000	11,654,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より事業を継続している。少子高齢化の中で、出産に対する支援として全国的な給付となっている。
国・県等の補助の有無	子育て世代への支援策として、平成21年10月から平成23年3月まで、1人2万円の国庫補助制度、平成23年度は1人1万円の国庫補助制度、平成24年度より国庫補助制度は廃止になった。
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環として必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付、平成23年度より、出産1人につき42万円の補助	10
補助金の主な使途	※③	出産費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@420,000円×15件 <参考> H26 35件、H27 30件、H28 30件、H29 30件、H30 30件、H31 25件	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		一般会計より補助金の2/3を基準繰入として受け入れている。実績により翌年度に精算している。	8
成果・費用対効果	※④	出産時の経費負担を軽減することにより、出生率低下の歯止めに寄与している。	10

①公益性	10
------	----

②必要性	10
------	----

③適格性	9
------	---

④効果	10
-----	----

令和元年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	増田 義和
-------	-------	-------	---------	-------

継続	予算事業コード	8410
----	---------	------

No.	604	補助金名	出産育児一時金補助金
-----	-----	------	------------

根拠法	国民健康保険法第58条第1項
-----	----------------

交付要綱等名称	下田市国民健康保険条例第6条、下田市国民健康保険給付規則第2条
---------	---------------------------------

総合計画の 位置付け	施策体系	4-2-3	社会保障
	基本目標	だれもが健康で安心して生活できるまちを目指します。	

補助対象者	出産した被保険者	事務局等	市民保健課 国保年金係
-------	----------	------	-------------

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	S33	補助終期設定	なし	補助率	設定なし	1件当たり 補助上限額	420,000
--------	-----	--------	----	-----	------	----------------	---------

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R02	2,100,000	4,200,000	6,300,000
R01	3,500,000	7,000,000	10,500,000
H30	4,200,000	8,400,000	12,600,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
H30	1,674,667	3,349,333	5,024,000
H29	2,649,334	5,298,666	7,948,000
H28	2,939,540	5,879,080	8,818,620
H27	684,000	9,800,000	10,484,000
H26	1,854,000	9,800,000	11,654,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より事業を継続している。少子高齢化の中で、出産に対する支援として全国的な給付となっている。
国・県等の補助の有無	子育て世代への支援策として、平成21年10月から平成23年3月まで、1人2万円の国庫補助制度、平成23年度は1人1万円の国庫補助制度、平成24年度より国庫補助制度は廃止になった。
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環として必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付、平成23年度より、出産1人につき42万円の補助	10
補助金の主な使途	※③	出産費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@420,000円×15件 <参考> H26 35件、H27 30件、H28 30件、H29 30件、H30 30件、H31 25件	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		一般会計より補助金の2/3を基準繰入として受け入れている。実績により翌年度に精算している。	8
成果・費用対効果	※④	出産時の経費負担を軽減することにより、出生率低下の歯止めに寄与している。	10

①公益性	10
------	----

②必要性	10
------	----

③適格性	9
------	---

④効果	10
-----	----

令和元年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係		市民保健課		国保年金係		記載者職・氏名		増田 義和					
継続			予算事業コード		8420								
No.	605	補助金名		葬祭費補助金									
根拠法			国民健康保険法第58条第1項										
交付要綱等名称			下田市国民健康保険条例第7条、下田市国民健康保険給付規則第3条										
総合計画の 位置付け		施策体系		4-2-3		社会保障							
		基本目標		だれもが健康で安心して生活できるまちを目指します。									
補助対象者		被保険者の葬祭を行うもの				事務局等		市民保健課 国保年金係					
補助金の性質		施策的補助											
補助開始年度		S33		補助終期設定		なし		補助率		設定なし		1件当 補助上	

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R02	3,000,000	0	3,000,000
R01	3,000,000	0	3,000,000
H30	3,000,000	0	3,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
H30	2,400,000	0	2,400,000
H29	2,500,000	0	2,500,000
H28	2,800,000	0	2,800,000
H27	2,650,000	0	2,650,000
H26	2,100,000	0	2,100,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より補助を継続している。 全国的な給付であり、被保険者にとっては必要不可欠な補助となっている。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環であり、他保険加入者との給付の均衡上必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	8
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付	8
補助金の主な使途	※③	葬祭費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@50,000円×60件 <参考> H26 80件、H27 60件、H28 60件、H29 60件、H30 60件、H31 60件	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			8
成果・費用対効果	※④	社会保障的な側面がある補助制度となっている。	10

①公益性	8
------	---

②必要性	9
------	---

③適格性	9
------	---

④効果	10
-----	----

令和元年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	増田 義和
継続	予算事業コード	8485		
No.	606	補助金名	人間ドック受診費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市人間ドック受診費助成事業実施要綱			
総合計画の位置付け	施策体系			
	基本目標			
補助対象者	下田市国民健康保険被保険者	事務局等	市民保健課 国保年金係	
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	25	補助終期設定	なし	補助率
				0.7
			1件当たり補助上限額	25,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R02	5,000,000	0	5,000,000
R01	5,000,000	0	5,000,000
H30	4,500,000	0	4,500,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
H30	4,219,000	0	4,219,000
H29	4,021,000	0	4,021,000
H28	4,564,000	0	4,564,000
H27	3,333,000	0	3,333,000
H26	3,349,000	0	3,349,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成20年度から特定健康診査が始まったが、特定健康診査対象年齢対象以外の年齢層の健康意識と他市町との均衡を図る。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 市民の健康増進、他保険加入者との均衡を図る	10
市が補助すべき理由	※② 医療・介護等の社会保障費増大していく中で、精密な検査を行うことにより疾病の早期発見ができ、医療費の抑制できる。	10
目的・内容		10
補助金の主な使途	検査費用の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 個人負担額の7割を補助 限度額 25,000円 H25 25,000円×60人＝1,500千円 H26 25,000円×（60人：当初、60人：6月、60人：12月）＝4,500千円 H27 25,000円×150人＝3,750千円 H28 25,000円×156人＝3,900千円 H29 25,000円×160人＝4,000千円 H30 25,000円×180人＝4,500千円 H31 25,000円×200人＝5,000千円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		10
成果・費用対効果	※④ 人間ドック受診費用を軽減することにより、詳細な検査を受けやすくし、健康に対する意識付けができる。	9

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 9

④効果 9